

大口町これからの地域づくり検討委員会 中間報告書

令和2年3月

大口町これからの地域づくり検討委員会

■ はじめに

国は平成12年4月、各地方公共団体が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開することを期待して「地方分権一括法」(平成11年法律第87号)を施行しました。

それ以降本町は、地方分権時代を見据え、いち早く「住民の参画と参加のまちづくり」に取り組み、積極的に行政情報を公開し、行政と住民やNPO・企業などが力を合わせた協働のまちづくりを進めてきました。そして平成21年には、住民が自治の主権者であることを明らかにし、大口町の発展と住民福祉の向上を目指すため「大口町まちづくり基本条例」(平成21年大口町条例第13号)を制定し、住民と行政の協働によるまちづくりの規範を示すなど、着実に分権時代のまちづくりに取り組んできました。

そして、この「大口町まちづくり基本条例」の附則に、地域自治組織^{※①}について検討する旨が記されたことから、同年11月、当時の区長を始めとする地区の代表者が「大口町まちづくりを考える会^{※②}」を組織し、地域自治組織について検討を開始しました。

前述の「大口町まちづくりを考える会」は、約2年間の調査・研究・討議等の結果を「新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書(以下「提案書」という。)」にまとめました。その後、地区ごとの設立準備委員会を経て、平成25年には地域の課題に対して、自主的かつ柔軟に対応するための公共的組織として、おおむね小学校区を単位とした地域自治組織が設立され、活動を始めています。

本町がこれまで進めてきた、持続可能で将来世代に負担を残さない「自立と共助のまちづくり」を更に進め、新たな地域課題に対応し、安心して暮らすことのできる地域であり続ける。そのためには、行政区^{※③}と地域自治組織、行政の役割や地域のあり方、地域課題解決の手段について今一度整理し、検証し、改善する時期にきていることから「大口町これからの地域づくり検討委員会」を設置しました。

令和2年3月

大口町長 鈴木 雅 博

(「大口町これからの地域づくり検討委員会設置条例」制定要旨から抜粋)

■ 目 次 ■

§ 1	大口町これからの地域づくり検討委員会	1
(1)	目的	1
(2)	経過	1
§ 2	これからの地域づくりを検討するに至った背景	2
§ 3	「地域」の現状と課題	3
(1)	統計資料から見る「地域」の現状と今後	3
(2)	検討委員会から出された現在の「地域」の課題	4
(3)	区長アンケートから見える「地域」の課題	5
§ 4	これからの地域の基本的な考え方	7
(1)	国が求める地域の役割	7
(2)	行政区と地域自治組織の役割整理	8
(3)	まとめ	9
§ 5	今後の検討の方向性	10
(1)	区長業務の見直し	10
(2)	役員数の整理	10
(3)	イベント、事業の見直し	11
(4)	地域自治組織の体制強化	11
(5)	行政区交付金等の見直し	12
§ 6	資料及び用語説明	13
§ 7	区長経験者の方へのアンケート調査集計結果	15
§ 8	大口町これからの地域づくり検討委員会委員	21
§ 9	検討経過 ～検討の記録～	22

§ 1 大町これからの地域づくり検討委員会

(1) 目的

大町これからの地域づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、「大町これからの地域づくり検討委員会設置条例」（平成30年大町条例第27号。以下「設置条例」という。）に基づき、大町がこれまで取り組んできた住民と行政の協働によるまちづくりを継承し「自立と共助のまちづくり」の更なる飛躍を目指し、必要な事項を協議するため設置されました。

設置条例第2条では、

- ・行政区と地域自治組織の役割に関する事項
- ・区長への依頼事項の見直しに関する事項
- ・行政区交付金制度のあり方に関する事項
- ・権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

と規定しております。検討委員会は、これらの事項について協議した上で、これからの地域のあり方について提案していくことを目的としています。

(2) 経過

検討委員会では、平成30年度中に「大町まちづくり基本条例」を始めとした大町のこれまでの地域づくりの実態や現在の地域を取り巻く国の動向等を考慮しました。さらに、検討委員会のアドバイザーである四日市大学学長の岩崎恭典氏による講話等により、全国的な動向から見た本町のまちづくりの取組について振り返りました。

以降、令和元年度には、行政区、地域自治組織等の地域における現状と課題の把握や整理、解決に向けた会合を重ねました。主な議題は、行政区と地域自治組織の連携体制についてでした。

なお、これまでの検討経過の詳細については、「§ 9 検討経過 ～検討の記録～」をご覧ください。

§ 2 これからの地域づくりを検討するに至った背景

大口町には、平成25年に町内全ての地域において地域自治組織が設立されました。この間、地域自治組織は“まずはできるところから”を目標に少しずつ活動を重ね、行政各課や行政区との連携も徐々にとれるようになってきています。

しかしながら、提案書の中に記されている「新しい地域自治組織」の姿にはまだ道半ばの状態です。

行政区は、『地域の住民にとって一番身近な地縁の組織として地域生活の基盤や環境を支えるための地縁組織』であり、地域自治組織は、『自分たちでできることは自分たちの手で』という住民自治の理念に基づき、地域課題を自ら見つけ出し、解決するために主体的に動く公共的組織』です。それぞれの組織は目的と役割が異なり、上下ではなく対等な立場で密接に連携をしていく関係です。

地域自治組織が設立されて5年、この間、本町の行政区の活動はまだまだ活発であり、行政区内の困りごとは行政区内で解決する等、公共的な役割も担ってきました。一方、地域自治組織では、行政区で行っていない啓発イベント等について活動を進めてきました。その結果、「地域自治組織と行政区の違いがわからない」「地域自治組織のあるべき姿、目指すべき方向性が見えない」という意見が聞かれ、地域自治組織の活動が活発になるに従い、より切実な問題となってきました。

そこで、町はその連携体制や役割について整理をする時期にきていると考え、平成30年11月に地域自治関係者や区長経験者、職員からなる検討委員会を設置しました。

検討委員会では、これからの様々な社会課題に対応し、安心して暮らすことのできる地域であり続けるためには、今後地域でどのような組織や団体が、どのような権限・機能を持ち、地域づくりを担っていくべきかを討議することにしました。議論にあたっては、少し先の社会を見据えた上で、行政と地域のあり方、さらには地域課題解決の手段についても整理し、これからの大口町の「地域」のあり方について検討しています。

§ 3 「地域」の現状と課題

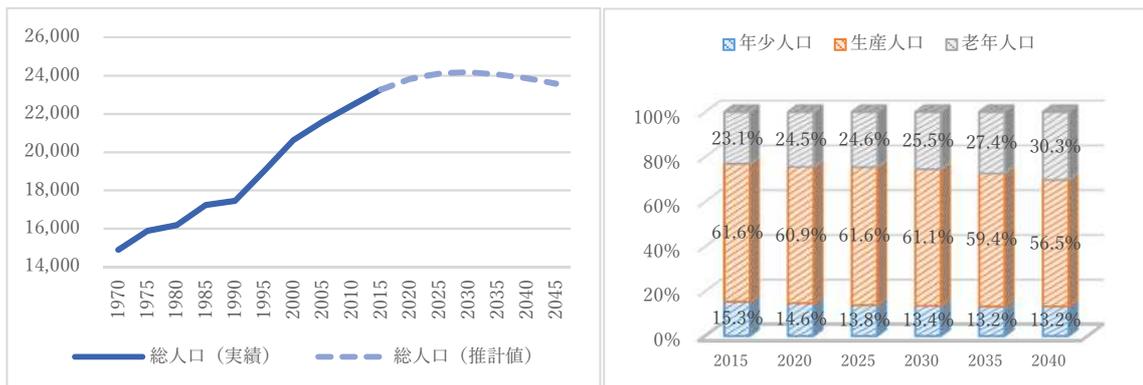
(1) 統計資料から見る「地域」の現状と今後

ア 人口動向、人口構造

大口町においては現在も人口微増の状況です。今後しばらくは同様の状況が続くと思われませんが、2030年をピークに減少に転じると予測されています。人口構造に関しては、少子高齢化が益々進行し、2040年には高齢化率が30%を超えると推計されています。

イ 高齢者人口の内訳

75歳以上人口が大きく増加し、令和2年1月時点で65歳以上74歳未満の人口を既に超えています。今後は、定年延長などの就労年齢の上昇により、就労期間が延び、地域で活躍する人材が今以上に少なくなっていくことが懸念されます。



国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）より

ウ 世帯数の動向

平成27年国勢調査では、大口町の世帯数は8,305世帯であり、人口と同様微増の状況が続いています。内訳をみると、65歳以上の世帯員がいる世帯が平成7年に1,428世帯でしたが、平成27年には3,234世帯と20年で倍増しており、中でも65歳以上の単身世帯については、20年で6.6倍（平成7年：83世帯、平成27年：550世帯）と急激に増加しています。世帯を構成単位とする行政区においては、先の人口構造の変化も合わせて考えれば、今後の役員選出などに大きな影響を及ぼすと考えられ、継続的運営を行うためには対策を講じる必要があります。

(2) 検討委員会から出された現在の「地域」の課題

平成25年に町内3地域において地域自治組織が設立されました。新たな公共の担い手である地域自治組織と、古くから地域を支えてきた行政区という地縁の団体との役割が分担されずに、それぞれ課題に取り組んできています。結果、両者の役割が分かりづらく、事業や取組に重複している部分が出てきています。

なお、検討委員会で出た主な課題や意見は以下のとおりです。

【行政区の課題】

- 区長の事務的仕事量が多い。
- 区長は1年任期のため、中長期的な課題への対応が難しい。
- 行政区に加入している世帯が対象であり、区費を充当して行う事業については、原則加入世帯が対象となる。

【地域自治組織の課題】

- 地域自治組織としては、全ての住民（会員）に情報を伝達する仕組みが存在しない。
- 地域自治組織に対する住民の認知度、理解度が十分とは言えない。
- 構成単位が個人であり、取組に関しては地域住民全体を対象としなければならない。

【地域としての共通課題】

- 地域自治組織、行政区のそれぞれの本来の役割、また、これから担っていく役割が不明確である。
- 地域自治組織と行政区の2つが並立している状況が分かりづらい。
- 地域自治組織の役員として活動しているメンバーも行政区の区民であり、そもそも地域自治組織と行政区とを分けて考える必要があるのか。
- 就業年齢の延長や女性の社会進出等で社会・生活の変化が進むとともに、物事に対する価値観の多様化が進み、地域への関心度が薄くなっている。

(3) 区長アンケートから見える「地域」の課題

検討委員会では、これからの大口町の「地域」のあり方について検討を進めるために、令和元年11月に平成20年度から30年度までの区長経験者に対しアンケートを実施しました。結果は、104通配付し86通回収、回収率は82.7%でした。また、アンケート内容から次のようなことが判読できます。

ア 区長の仕事

行政からの依頼事項などの量については、「非常に多かった」「多かったがやむを得ない」との意見が大半を占めており、補助金申請など行政手続きや会議・行事への出席について負担を感じたとの意見が多数見られました。

一方、「行政からの依頼事項と地域の行事ではどちらの仕事量が多いと感じたか」の問いに対しては、「地域の行事の方が多い」との意見が多く、地域住民の代表、まとめ役としての負担が大きかったことがアンケート結果からうかがえます。



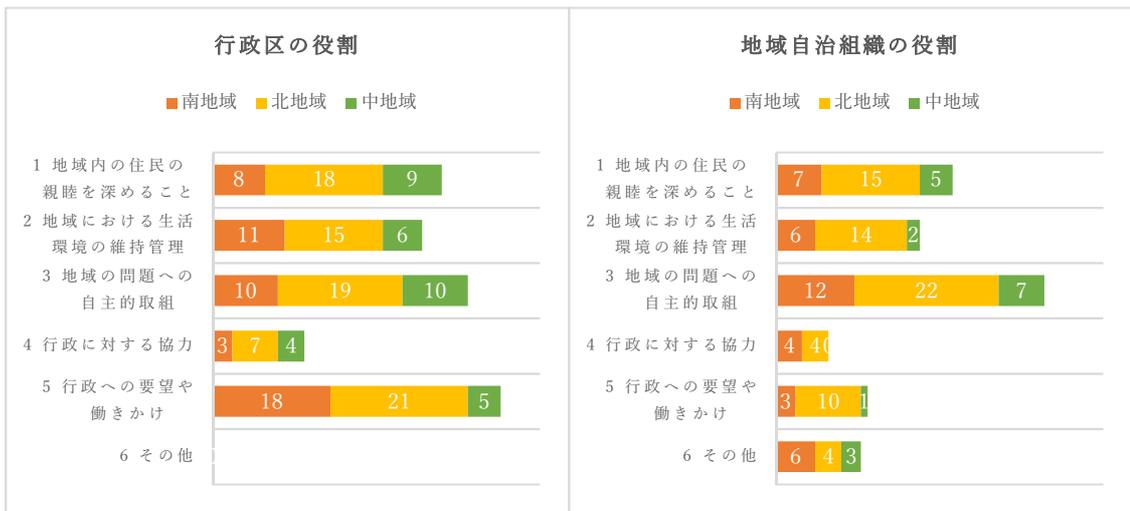
イ 行政区の活動の状況

就任時と現在との行政区の活動状況の変化についての問いに対しては、「変わらない」という回答が7割を占め、対して「活発になっている」と回答した方は1割に満たない状況でした。行政区の活動については、今のところ現状維持されていますが、今後、高齢世帯が増加していくことを勘案すると将来的には運営に支障が生じるのではないかと心配される面があります。

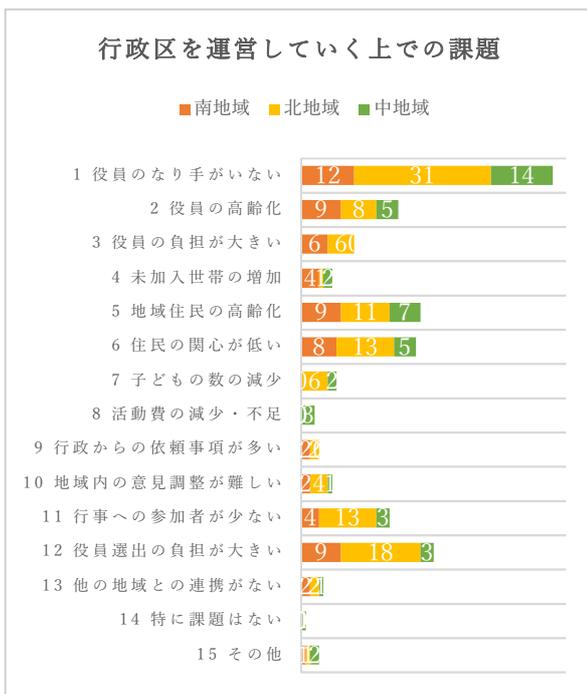


ウ 行政区と地域自治組織の担うべき役割

行政区と地域自治組織に求める役割に関する問いについては、行政区では、「行政への要望や働きかけ」についてより強く重要性を感じています。このことは、古くからの地縁の団体としての行政区の存在意義を示しています。一方、地域自治組織では、「地域の問題への自主的取組」が最重要であるが、行政区においても重要な役割であると捉えられており、このことから行政区と地域自治組織の役割が整理されていないことがうかがえます。



エ 行政区を運営していく上での課題



行政区を運営していく上では、「役員のなり手がいない」「役員の高齢化」「役員を選出の負担が大きい」など人選に関わる事柄について課題ととらえている意見が多く見られました。社会の人口構造の変化から地域の担い手となる人の数は減少していくことが予想され、今後更に深刻な状況になっていくと考えられます。

また、「地域住民の高齢化」により地域で見守る対象が増えることも課題となってきます。

§ 4 これからの地域の基本的な考え方

地域課題の多様化、複雑化により、全ての課題に対して行政が対応していくことは困難であり、課題解決の担い手として地域に頼ることが増えてきています。国においては、地域包括ケアシステム^{※④}や地域共生社会^{※⑤}に代表されるように、地域が役割を果たすことが不可欠である制度が示されており、今後も地域の担うべき役割や負担が増大していくことが予想されます。

一方、定年延長の影響により、これまで地域の役員などを担ってきた年齢層が就労を続けることになると、地域の担い手自体が減少していくこととなり、現在の行政区と地域自治組織が二重となっている地域構造のままでは、地域に期待される役割を果たしていくことは困難となります。

現在の地域の構造、行政区、地域自治組織の役割を整理した上で、実施している事業や取組の見直しに努め、重複部分の解消、スリム化に向けての整理をしていかなければなりません。

(1) 国が求める地域の役割

国においては、平成27年に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略^{※⑥}」の中で、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成を促しています。それは大口町における地域自治組織のような主体的に地域の課題解決に取り組むための組織が、これからの社会において必要であると認識しています。そして、2017年改訂版（平成29年）では、2020年までに地域運営組織を全国で5,000団体形成することを目標としています。

既に始まっている「地域包括ケアシステム」では、生活支援・介護予防・健康づくりなどを「地域」が担わなければ、制度そのものが完成しない仕組みになっており、今後「地域」に課せられる期待は大きなものとなっています。

その他にも、「地域共生社会」や「コミュニティ・スクール^{※⑦}」といった、「地域」を巻き込んだ国の施策が打ち出されています。その内容は、障がいを持つ人や生活弱者と言われる人たち、地域の子ども等、あらゆる人たちを「地域」で支えることが求められ、地域の課題解決を担う公共的組織の必要性は高まってきています。

(2) 行政区と地域自治組織の役割整理

ア 求められる姿と基本的な役割

行政区は、世帯を構成単位とした、古くからの地域のまとまりとして、地域自治の根幹でもある面識社会の維持において重要な役割を担ってきており、その役割は、今後の地域社会においても非常に重要だと考えます。

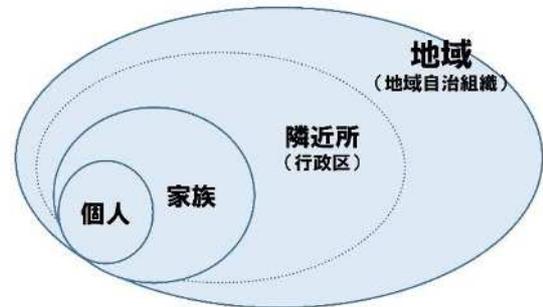
一方、地域自治組織は、個人を基本とした地域内の事業所を含む全ての地域住民を構成員とした公共的組織であり、地域住民みんなが主体となって負担を分散し、地域を支えていく仕組みです。行政区も含め、地域内の消防団、子ども会、老人クラブ、NPO や企業等、地域を構成する全ての担い手が一体となって、お互いの得意分野を活かし、地域の課題に主体的に取り組んでいく組織作りをしていく必要があります。このためには、地域自治組織内の様々な構成員（団体、企業、地域住民）と話し合い、課題解決に向けた調整や事業を企画する場を設けることが必要です。

イ 広域効率、狭域有効の視点と補完性の原則^{※⑧}

行政区はこれまでどおり、地域住民にとって一番身近な地縁の組織として、住民の困りごとや区民への行政情報の伝達など、公共的な役割を果たしつつ、地域の繋がりを大切にする面識社会を維持していく大切な役割があります。

一方で地域自治組織は、その役割を「小規模多機能自治^{※⑨}」と表現されるように、多様な役割を担いながら「広域効率、狭域有効」の視点を持ち、地域全体で行う方が効率的なもの、行政区、あるいはそれよりもっと小さい地域で行う方が効果的なものを仕分する地域内の中間支援としての役割を果たす必要があります。地域自治組織が、事業のコーディネーターや事務的作業を担うことで、行政区、あるいは^{こあさ}小字地区で事業が実施しやすくなります。これからの地域を支える様々な担い手が補完し合う「補完性の原則」を念頭に、それぞれの役割を整理することが必要です。

■ 補完性の原則 ■

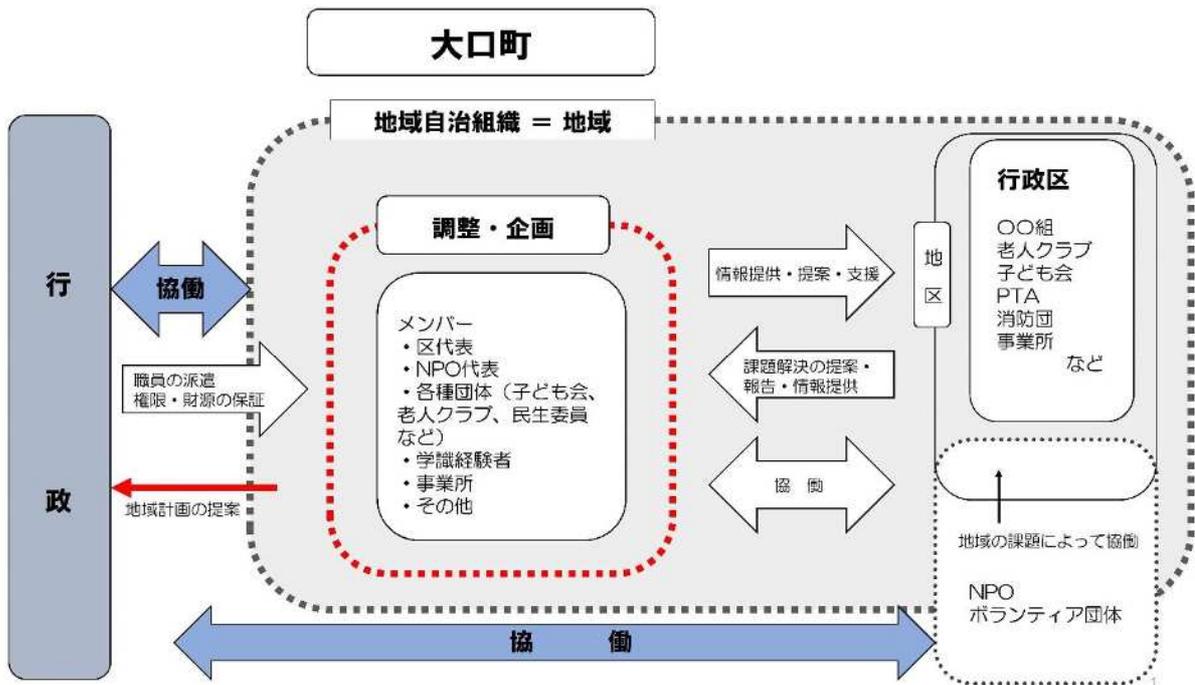


(3) まとめ

「地域」に期待される役割は、非常に大きなものであり、こういった期待に応えていくためには、現在の行政区と地域自治組織が連携をしていくだけでの体制では対応できないと考えられます。今後は、「地域＝地域自治組織」と捉え、地域自治組織に包含された行政区も含めた「地域が一体」となり、地域内の住民、企業等のあらゆる担い手が自らの得意分野を活かし、負担を分かち合い、さらには地域内で活躍する NPO やまちづくり団体等と連携して、地域課題の発見から解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

一体型組織

■ 地域（＝地域自治組織）の全体像 ■



§ 5 今後の検討の方向性

検討委員会では、統計資料やこれまでの議論で出された課題、区長アンケート等から見えてくる課題に対し、少し先の社会を見据え、前述の行政区と地域自治組織の基本的な役割分担を踏まえ、両者が一体となり地域課題に対応していけるよう具体化に向け検討します。

(1) 区長業務の見直し

ア 課題

区長は、地元行政区の代表者であるとともに、現在は、行政に対する窓口（伝達、要望）でもあります。そういったことから、区民からの要望事項や行政からの依頼事項、また各種補助金や依頼事項に係る事務処理を一手に担っている面があります。また、主に行政からの依頼事項を伝達する区長会は、平日昼間に開催されており、仕事をしている方が区長を引き受けることは困難な状況にあります。

イ 検討の方向性

区長は、地元行政区の代表者であるといった位置づけは変わりませんが、行政に対する窓口は地域自治組織に一本化する方向で検討を進めていきます。また、区長に掛かる業務負担の軽減や、区長会の開催日時等を見直し、仕事をしている方が区長を引き受けることができるよう提案する方向で検討を進めていきます。

(2) 役員数の整理

ア 課題

働き手の減少に伴い、女性の社会進出が増加するとともに就業年齢も高齢化し、地域の担い手は益々減少してきています。このような状況の中、地域自治組織の役員、行政区の役員、さらには行政から依頼される各種委員の選出について大変苦慮している状況が地域にはあります。

イ 検討の方向性

地域（＝地域自治組織）に行政区は、包含されると捉え、可能な限り地域自治組織の役員と行政区の役員は、目的に応じて整理し、役員の数を見直します。また、地域内の各種団体を機能別に整理し、担い手や人材の発掘を進めます。さらに、行政から依頼される各種委員等についても、目的や役割に応じて委員制度そ

のものを見直し、特定の個人に負担が掛からない仕組みとするよう提案する方向で検討を進めていきます。

(3) イベント、事業の見直し

ア 課題

後発的に設立された地域自治組織では、まずは認知度を高めるために行政区と日程が重なることがないよう調整し、集客に主眼を置いた様々な啓発イベントを実施しています。しかし、イベントの参加に声がかかる住民は固定化している面があります。また、日程は重ならないものの広域効率、狭域有効の視点、さらには補完性の原則の視点からはやや欠けている面が見受けられます。

イ 検討の方向性

イベントは、役員や住民同士の交流が図られるという利点があり、行政区において面識社会を維持していく上では重要です。しかし、地域の課題を主体的に解決していく仕組みである地域自治組織においては、今後は集客に主眼を置いたイベントは縮小し、地域の困りごとの解決に繋がる活動、サービスへ転換していく方向で検討を進めていきます。また、課題に応じた目的別の部会を設けて活動していくことが重要なポイントとなります。さらに、活動に係る協力者は、時間別・機能別等に細分化した上で協力を求める等、少しでも多くの住民が携わることができる仕組みを構築するよう提案する方向で検討を進めていきます。

(4) 地域自治組織の体制強化

ア 課題

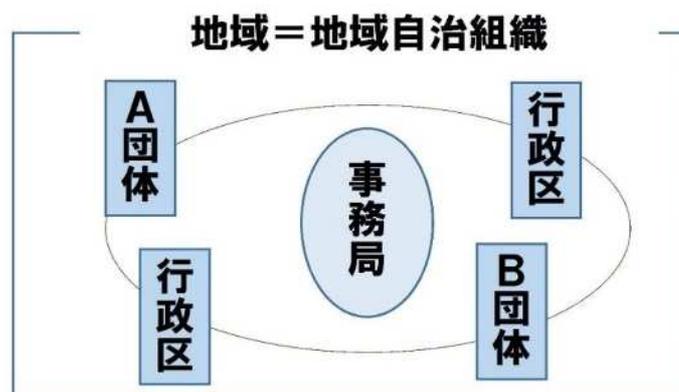
地域自治組織は、地域課題を自ら見つけ出し、解決するために主体的に動く公共的組織ですが、活動の拠点がなく、その上事務処理を担う事務員が配置されていないのが現状です。このような状況では、今後、公共的な事業を継続的に進めていく上で支障が生じていくことが懸念されます。

イ 検討の方向性

地域自治組織には、各々の地域内に事務所を設置し、地域内のあらゆる担い手が集える場を設けるとともに、公共的な事業を継続的に進めるための事務を担う事務員を配置する方向で検討を進めていきます。また、地域自治組織には、地域

内の行政区や団体との間の連絡・調整をする役割も期待されていることから、事務所には会議スペースが必須だと考えます。

また、今後、公共的な組織として継続的に事業を進めていくためには、行政から地域自治組織に権限と財源を委ねることに関し検討を進めていく必要があると考えています。



※地域自治組織は、地域内の行政区や団体との間の連絡・調整をする。

(5) 行政区交付金等の見直し

ア 課題

現在、行政から行政区に対して、広報紙の配付、自主防災資機材の管理、学共の管理等の業務を依頼しており、その財源として行政区交付金が交付されていますが、その事務は煩雑であり区長に事務負担を掛けている面があります。なお、令和2年4月から区長が非常勤特別職でなくなることに伴い、区長に対する報酬は、区長の職に対するものから、行政からの仕事に対するものに変更されます。

また、地域自治組織には会費などがなく、行政区と地域自治組織には財政的つながりもないため、行政区の区民は、地域自治組織の会員でもありますが、地域自治組織の会員であるという認識に欠けているといった面は否めないところです。

イ 検討の方向性

町から交付されている行政区交付金は、行政に対する窓口である地域自治組織へ集約する方向で検討していきます。また、区長に係る行政からの仕事量を見直すことに合わせ、区長報酬についても見直しを提案する方向で検討を進めていきます。

§ 6 資料及び用語説明

(1) 資料

大口町まちづくり基本条例（抜粋）

第 4 章 地域自治組織

(地域自治組織の定義)

第 9 条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした住民にとって身近な公共的組織であり、「自立と共助の精神」を持って地域共通の課題解決に努め、住民のより良い暮らしの実現を目指し活動する組織です。

2 地域自治組織は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます。

(1) 大口町南地域自治組織(平成 25 年 12 月 8 日設立)

(2) 大口町北地域自治組織(平成 25 年 7 月 7 日設立)

(3) 大口町中地域自治組織(平成 25 年 7 月 28 日設立)

(地域自治組織の役割)

第 10 条 地域自治組織は、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。

2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

(地域自治組織と町の執行機関の関係)

第 11 条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組みます。

2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

(2) 用語説明

① 地域自治組織…住民が、共通の課題を身近に感じ、その解決のために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位とした組織（区域）

② 大口町まちづくりを考える会…平成 21 年 6 月 22 日に施行された「大口町まちづくり基本条例」の附則第 2 項に規定された

- ・地域自治組織の区域の新たな設定に関する事項
- ・地域自治組織の組織や制度の整備に関する事項
- ・権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

について必要な調査及び協議を行い、協議において合意された地域自治組織のあり方について町長に報告、提案をしていくことを目的に設立された会

- ③ 行政区…地域の住民にとって一番身近な地縁の組織として地域生活の基盤や環境を支えるための地縁組織
- ④ 地域包括ケアシステム…住民が住み慣れた地域及び家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援等のサービスや包括的な支援を切れ目なく提供できる体制
- ⑤ 地域共生社会…社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
- ⑥ まち・ひと・しごと創生総合戦略…人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するため、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画
- ⑦ コミュニティ・スクール…社会総掛かりで教育を実現する上で、これからは「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指すための仕組み
- ⑧ 補完性の原則…決定や自治などをできるかぎり小さい単位で行い、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念。個人（家族）でできることはまず個人（家族）で、できないことは地域が行い、それでもできないことを行政（市町村）が行うという考え方
- ⑨ 小規模多機能自治…概ね小学校区域において、目的型組織や地縁型組織等のあらゆる団体が結集し、地域課題を自ら解決し、地域運営を行う仕組み

§ 7 区長経験者の方へのアンケート調査集計結果

実施期間 令和元年11月26日発送～12月6日回収

回答数 配付数：104 回収率：82.7%

全体	内訳			
	南地域	北地域	中地域	不明(未記入)
86	25	42	18	1

Q1 行政区名

1 秋田	2 豊田	3 大屋敷	4 外坪	5 河北	6 余野
11	9	5	11	9	10
7 上小口	8 中小口	9 下小口	10 垣田	11 さつき	不明(未記入)
7	8	7	0	8	1

Q2 区長を務められた時期

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 平成20年度～平成25年度	45	13	20	11	1
2 平成26年度～平成30年度	41	12	22	7	0

Q3 区長を終えられた後の行政区との関わりの有無

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 行政区との関わりはある(あった)	64	20	30	14	0
2 行政区との関わりはない(なかった)	21	4	12	4	1

Q4 【Q3で1と回答】行政区とどのような関わりがある(あった)のか

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 行政区の顧問・相談役	35	14	12	9	0
2 それ以外の行政区の役員	43	12	21	10	0
3 その他	9	3	5	1	0

その他：地域自治組織役員、地区老人クラブ役員、自主防災会役員、学共運営委員、健康推進委員、民生児童委員、児童見守り、堀尾顕彰会役員、農事組合役員、交番連絡員、伝統芸能保存会役員、農業委員、寺総代 など

Q5 1年間、区長を務められた感想(複数回答可)

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 地域のことがよく分かった	60	16	29	15	0
2 地域の人と関わることにより交流を深めることができた	72	21	35	15	1
3 地域に対する関心が高まった	45	14	20	11	0
4 区長前と区長後で特に感じることはなかった	3	1	2	0	0

Q6 区長業務を行う中で苦勞されたこと、困ったこと、負担に感じたこと(複数回答可)

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 書類作成などの事務	39	14	20	5	0
2 回覧などの情報伝達	15	4	6	5	0
3 補助金申請などの行政手続き	30	8	15	7	0
4 集金や支払いなどの会計手続き	24	10	9	5	0
5 会議、行事への出席	30	9	16	5	0
6 住民からの苦情、もめごとの対応	36	10	16	9	1
7 何をしてもいいかわからない	3	0	3	0	0
8 その他	17	2	11	4	0

その他：行政からの各種委員の人選や推薦依頼、不法投棄ゴミの対応、各種イベントの人集め など

Q7 1年間のうち、行政からの依頼事項と地域独自の行事等ではどちらの仕事量が多いと感じられたか

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 行政からの協力依頼の方が多い	23	10	10	2	1
2 地域の行事の方が多い	36	7	17	12	0
3 ほとんど同じ程度である	27	8	15	4	0

Q8 行政区（区長）に対する依頼事項やお知らせした内容の量

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 非常に多かった	26	8	13	4	1
2 適正だった	23	4	14	5	0
3 多かったが、やむを得ない	36	13	15	8	0

Q9 【Q8で1と回答】依頼事項等で多かったと思うもの

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 依頼業務（掲示物、委員等選出、提出物など）	25	9	11	4	1
2 事業等への出席依頼	10	1	4	4	1
3 その他	3	0	2	1	0

Q10 必要がないと思った依頼事項等

各種委員（民生委員、健康推進委員、農業委員など）の選任や推薦
掲示物が多い
行事参加依頼が多い
地域自治組織からの配布依頼
工事の連絡・説明
生ゴミ防御用ネット交換依頼手続き
社会福祉協議会などの依頼、募金
事務局があれば必要ないものも多い
必要のない情報はなかった。むしろより多くの情報が欲しい。（議会報告、企業誘致状況、教育問題など）
行政区の窓口が全て区長であり業務内容を区分して配布すべきではないか
葬儀連絡は町からも欲しい

Q11 依頼事項等の仕事量に対する区長報酬金額の妥当性

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 報酬の金額は妥当だと思う	59	18	28	12	1
2 報酬の金額は少ないと思う	9	1	6	2	0
3 報酬の金額は多いと思う	14	5	6	3	0

Q12 依頼事項が減った場合の区長報酬金額

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 減らすことは妥当	52	15	23	13	1
2 減らすことは良くない	26	8	14	4	0

【2の理由】 ・区長は責任ある役職なので減額はするべきでない。仕事量ではなく役職としての報酬だと思う。

- ・区長に依頼する業務や事業及び区の規模などを考慮して算定する必要がある。
- ・行政からの依頼事項だけではなく、住民からの苦情要望等や地区独特の雑用も多い。
- ・現在の報酬金額が少ない。1年間60万円の手当（月5万円）では生活できない。
- ・依頼事項が減った分は他の業務に力を注げる。
- ・区長職は相方向の役割を持つ。片一方の仕事量が減ったからといって減らすものでない。
- ・報酬ではなく費用弁償的な要素が強いのではないか。
- ・区長の意欲の阻害や区長の受け手がなくなる要因となる。
- ・地域行事への協賛金、弔慰金など交際費的な支出が多い。
- ・区によって区長手当を支給しているところがある。
- ・報酬の金額で区長職を受けることは少ないと思う。

Q13 行政区の役割として重要だと思うこと（2つまで選択可）

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 地域内の住民の親睦を深めること	35	8	18	9	0
2 地域における生活環境の維持管理	33	11	15	6	1
3 地域の問題への自主的取組	39	10	19	10	0
4 行政に対する協力	14	3	7	4	0
5 行政への要望や働きかけ	45	18	21	5	1
6 その他	0	0	0	0	0

Q14 区長を務めていた頃と比べた行政区の活動状況

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 活発になっている	6	1	2	3	0
2 低迷している	16	2	6	8	0
3 変わらない	60	21	32	6	1

【1の理由】 ・新しい住民が増し、参加意識も徐々に高まって行事への参加者も増えてきた。

- ・毎月発行する広報紙などで区の動向がそれなりに理解されている。
- ・学共、集会所の有効活用（区民のふれあい活動等）
- ・自主防災活動が進展。

【2の理由】 ・行政区と自治組織2つの組織による混乱。（2つの組織はிரらない）

- ・現役あるいは別に活動している方は、地区の活動に時間が取れない状況がある。
- ・区長としての自覚と責任が不足しており、地域に寄り添うことが少なくなり事務的になった。地域の人の中に入って、交流を深める努力が全く見られない。
- ・役員のなり手不足。就労者は役員困難。
- ・定年延長と再雇用による退職者の高齢化及び就労女性増加等による人材不足。
- ・従前の活動は活発であるが、改善等ができていない。
- ・経費節減のため、区のイベントが中止されたり、事業内容が縮小化されたりした。
- ・各種サークル活動も年毎に高齢化していく。
- ・区長以下行政区の役員と区民との親睦行事が減少している。
- ・新しい事に取り組む環境が整っていない。

Q15 行政区における「地域のつながり」

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 しっかりしていると思う	8	4	2	2	0
2 まあまあしっかりしていると思う	44	13	27	4	0
3 あまりしっかりしていないと思う	30	7	11	11	1
4 ほぼないと思う	2	0	1	1	0

【1・2の理由】 ・区会の定期開催やかわら版の発行などにより、地域内に分かりやすくしていること。

- ・各種団体が地域に協力的になってきており、行事への出席率が高くなってきている。
- ・老人会、健康推進、学共等での諸活動（健康サークル、サロン活動など）が盛ん。
- ・区が中止をした各種行事を他団体で代替実施している。
- ・区役員に新しい地域の住民代表を積極的に入れ地区行事への参加協力を働きかけている。
- ・地区の催し（親睦行事）が年間通してあり、意見のある方との接点は多い。
- ・行事、イベントへの積極的な参加、協力の呼びかけ。
- ・輪番制による班長等の役職が重要。

【3・4の理由】 ・地域の一員である意識が希薄化してきている。

- ・生活スタイルが多様化し、隣近所で顔を合わせる機会が少なくなり、つながりが薄れてきている。
- ・転入世帯、賃貸住宅世帯とのつながりがほとんどない。
- ・年齢の差から生ずる「地域のつながり」に対する考えが異なる。
- ・行政区の力量、自主性が不足している。役員が敬遠される。
- ・役員同士のつながりはあるがそれ以外薄れている。
- ・団体による団体内での活動に終わっている。
- ・高齢化による世代交代が進み、現役世代が増えたが、現役の人は地域の問題には無関心。
- ・広報紙、広報掲示板、地域行事等、地域のことに関心を持たれない方が多い。
- ・行政区の必要性が少なくなってきている。

Q16 今後、行営区を運営していく上での課題（3つまで選択可）

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 役員のなり手がいない	57	12	31	14	0
2 役員の高齢化	22	9	8	5	0
3 役員の負担が大きい	12	6	6	0	0
4 未加入世帯の増加	7	4	1	2	0
5 地域住民の高齢化	27	9	11	7	0
6 住民の関心が低い	26	8	13	5	0
7 子どもの数の減少	8	0	6	2	0
8 活動費の減少・不足	3	0	0	3	0
9 行政からの依頼事項が多い	4	2	2	0	0
10 地域内の意見調整が難しい	7	2	4	1	0
11 行事への参加者が少ない	21	4	13	3	1
12 役員選出の負担が大きい	31	9	18	3	1
13 他の地域との連携がない	5	2	2	1	0
14 特に課題はない	1	0	0	1	0
15 その他	4	1	1	2	0

- 【その他】
- ・自治活動への意識の醸成。
 - ・外国籍の人たちへの対応
 - ・仕事をする年齢が高くなってきており、役員のなり手がいないわけではないが、限られてくる事と、団塊世代の下は絶対数が少ない。
 - ・地域における役員選出の数が多すぎる。

Q17 他の行政区と連携して実施した方が効率的な事業

- ・防災活動（防災・避難訓練の小学校単位での実施、避難所の運営、災害時の協力体制、自主防災会の活用、田水の氾濫対策）
- ・消防団活動（消防団との連携、団員の確保）
- ・防犯活動（防犯パト・青パトの実施）
- ・交通安全対策（交通安全教室）
- ・子どもの見守り（登下校見守り、通学路対策、子ども会行事）
- ・老人の見守り（ふれあい事業、健康づくり）
- ・環境活動（ゴミゼロ運動）
- ・土木関係、道路政策
- ・各役員や行事（盆踊り、町民運動会）などの共同実施
- ・他の行政区とは連携できない。他の行政区と連携で効率が上がるとは思わない。

Q18 講演会（R1.8.24）への出席

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 出席した	34	11	15	8	0
2 出席できなかった	50	14	26	9	1

Q19 地域自治組織に係る国の動向を知っているか

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 知っていた	8	5	2	1	0
2 聞いたことはある	29	7	16	6	0
3 知らない	47	13	23	10	1

Q20 地域自治組織の活動を知っているか

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 知っていた	58	16	30	11	1
2 聞いたことはある	24	7	11	6	0
3 知らない	2	1	0	1	0

- 【1の内容】
- ・情報紙の発行（配布を行政区にさせている。大いに不満）
 - ・防犯活動（防犯パトロール、青色パトロール、防犯イベント、防犯教室など）
 - ・防災活動（避難・防災訓練、防災マップ作製、防災イベント）
 - ・住民交流（地域交流イベント、まちづくり座談会、歴史散歩、持ち寄り居酒屋、料理教室）
 - ・町内イベントへの参加（児童センターまつり、ふれあいまつり）
 - ・福祉講演会、認知症勉強会、認知症徘徊者搜索訓練、ポールウォーキング
 - ・交通安全活動（交通安全教室、自転車教室、交通キャンペーン、小学生の通学路安全対策）
 - ・環境美化活動（ふれあい花壇、ペットボトルキャップ収集）
 - ・行政区でやっている事以上の事はしていない
 - ・当初は参画していたが、必要性を感じないので早く止めてほしい。

Q21 地域自治組織の役割として重要だと思うこと

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 地域内の住民の親睦を深めること	27	7	15	5	0
2 地域における生活環境の維持管理	23	6	14	2	1
3 地域の問題への自主的取組	41	12	22	7	0
4 行政に対する協力	8	4	4	0	0
5 行政への要望や働きかけ	14	3	10	1	0
6 その他	13	6	4	3	0

Q22 区長を終えられた後の地域自治組織との関わりの有無

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 地域自治組織との関わりはある（あった）	50	18	22	9	1
2 地域自治組織との関わりはない（なかった）	35	7	19	9	0

Q23 【Q22で1と回答】地域自治組織とどのような関わりがある（あった）のか

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 地域自治組織の役員（理事）	30	15	9	6	0
2 地域自治組織の委員（地域委員、まちづくり委員、地域協力員）	11	1	8	2	0
3 一般住民として地域自治組織の行事に参加	9	3	5	1	0

Q24 【Q22で2と回答】地域自治組織となぜ関わりがない（なかった）のか

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 声がかからなかった	8	1	5	2	0
2 既に他の団体等に参加していた	10	2	5	3	0
3 その他	17	4	9	4	0

- 【その他】
- ・地域自治組織の必要性について納得いく説明がない。
 - ・行政区と地域自治組織の区別がわからない。
 - ・活動の必要性（存在）の意義なし！
 - ・地域自治組織の役員（委員）が固定化し新鮮味がない。
 - ・2重行政的な偏見を持っている。
 - ・多忙のため、時間的余裕がない。（家事、他団体の活動など）
 - ・地域の括りに疑問がある。
 - ・次世代にうまくバトンタッチができた。
 - ・地域の問題には一部の人間だけでなく、今までに関わりがなかった人たちにも役員になって関わってもらいたい。
 - ・体調不良が続き関わるのが難しかった。

Q25 行政区と地域自治組織の連携体制について

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 連携はできている	2	1	1	0	0
2 連携はまあまあできている	31	6	19	6	0
3 連携はあまりできていない	34	12	12	9	1
4 連携はできていない	17	6	8	3	0

Q26 将来に向け行政区と地域自治組織の連携を一層進めていくための手法

	全体	内訳			
		南地域	北地域	中地域	不明
1 可能な限り役員を兼ね、組織的に連携する	22	7	10	5	0
2 事業内容により連携する	39	12	18	8	1
3 その他	18	5	10	3	0

Q27 現在、行政区で実施している事業の中で地域自治組織と連携しながら実施した方が効率的だと思われる事業

- ・ 防災（防災訓練、自主防災活動、防災用備品の備蓄と管理など）
- ・ 交通安全
- ・ 環境（ゴミゼロ運動、側溝掃除など）
- ・ 消防団活動
- ・ 地域住民の参加する事業（町民運動会、夏祭り、秋祭り）
- ・ 防犯（パトロール、防犯訓練など）
- ・ 高齢者の見守り（高齢者の集い、敬老会、高齢者ふれあい事業、各種講座など）
- ・ 子どもの見守り（登下校見守り、通学路の安全対策など）
- ・ 土地取得、道路整備
- ・ 現在行っている区行事はそれぞれに運営していくべき。現在自治組織で実施している行事はもう一度何が必要か見直すべき。
- ・ 町への要望等の多くは課題解決のためのものなので、地域自治組織で行う。
- ・ 生活環境を守る事項で広域化されているもの（消防、防災避難場など）
- ・ 学校との連携が必要なもの（登下校見守りなど）

§ 8 大口町これからの地域づくり検討委員会委員

氏 名	所 属 団 体 等
佐竹 重夫	南地域自治組織 前会長（～令和元年5月18日）
大森 明輝	南地域自治組織 会長（令和元年5月19日～）
酒井 武美	北地域自治組織 会長
近藤 喜昭	中地域自治組織 会長
◎ 三輪 初昇	元南地域自治組織 会長
松永 秀視	平成30年度中小口区長（区長会長）
井戸 雅晴	平成29年度下小口区長（区長会長）
○ 近藤 功司	平成29年度余野区長、中地域自治組織理事
加藤 憲司	平成30年度秋田区長、南地域自治組織会計
兼松 昌史	大口町 学校教育課
近藤 昌利	大口町 維持管理課

※◎委員長 ○副委員長

§ 9 検討経過 ～検討の記録～

回	月 日	内 容
1	平成30年 11月5日(月)	○「大口町これからの地域づくり検討委員会」の設置 目的などの説明 ○区長アンケートについて
2	12月18日 (火)	○大口町まちづくり基本条例の概要について ○区長制度の検討経過について ○地域を取り巻く国の動向について ○区長アンケート(修正版)について
3	平成31年 1月15日(火)	○地域自治組織、行政区それぞれの現状と課題について(グループワーク)
4	2月14日(木)	○地域自治組織、行政区それぞれの現状と課題について(グループワーク)
5	3月14日(木)	○「これからの地域のあり方」について(岩崎先生)
6	4月25日(木)	○平成31年度スケジュール(案) ○課題整理と解決に向けた話し合い
7	令和元年 5月23日(木)	○地域自治組織の経緯、成り立ちについて(大森補佐) ○地域自治組織の必要性について(小島課長)
8	6月17日(月)	○行政区と地域自治組織の連携体制について(グループワーク)
9	7月23日(火)	○検討委員会で出された課題の整理、分類について(グループワーク)
10	8月23日(金)	○一体型モデル組織について
	8月24日(土)	これからの地域づくり講演会 ～50年後も元気な大口であり続けるために～ ■第1部 これまでの大口町の地域づくりについて まちづくり座談会の取組み ■第2部 「これからの地域に期待されること」 四日市大学学長 岩崎恭典氏

	9月5日(木)	分科会 ○行政区と地域自治組織の一体型組織について
11	9月18日(水)	○行政区と地域自治組織の一体型組織について(グループワーク) ※各区の仕事を洗い出した後、組織をイメージ
12	10月9日(水)	○区長アンケートについて ○行政区と地域自治組織の一体型組織について(グループワーク)
13	11月13日(水)	○区長アンケートについて ○地域自治組織と行政区の役割について ○行政区と地域自治組織の一体型組織について(グループワーク) ※地域自治組織と行政区の役割を整理し、それぞれで今後求められる取組を確認
	11月18日(月)	区長・これからの地域づくり検討委員会合同視察研修 視察先：富山県南砺市 南砺市協働のまちづくり支援センターの視察
	12月11日(水)	区長・これからの地域づくり検討委員会意見交換会 ○新しい地域自治組織による協働のまちづくり提案書の振返り ○意見交換会
14	12月17日(火)	○区長アンケート調査結果概要について ○これまでの意見の振返りにについて ※これまで検討委員会で検討してきた内容や意見を確認
15	令和2年 1月21日(火)	四日市大学学長 岩崎恭典氏出席 ○「ますます高まる地域自治組織の必要性、重要性」 講義 質疑応答

16	2月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○「これからの地域づくり検討委員会検討結果中間報告(案)」について ○意見交換 ○今後の進め方
17	3月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○「これからの地域づくり検討委員会検討結果中間報告(案)」について ○意見交換

